

## 第20回高山市農業委員会議事録

会議の日時 令和7年1月24日（金） 午後1時30分より

会議の場所 高山市役所丹生川支所 2階防災集会室

会議に附した議案題目

- |       |        |   |
|-------|--------|---|
| 日程第 1 |        | 議事録署名者の指名について                             |
| 日程第 2 |        | 会期の決定について                                 |
| 日程第 3 | 報第 21号 | 農地所有適格法人の報告等について                          |
| 日程第 4 | 議第149号 | 農地転用許可後の事業計画変更の承認申請に意見を付する件について           |
| 日程第 5 | 議第150号 | 農地法第3条の規定による権利移動の許可について                   |
| 日程第 6 | 議第151号 | 農地法第4条の規定による使用目的変更の許可申請に意見を付する件について       |
| 日程第 7 | 議第152号 | 農地法第5条の規定による権利移動の上使用目的変更の許可申請に意見を付する件について |
| 日程第 8 | 議第153号 | 現況農地でないものの証明願に意見を付する件について                 |
| 日程第 9 | 議第154号 | 相続税の納税猶予に関する適格者証明について                     |
| 日程第10 | 議第155号 | 農用地利用集積計画の決定について                          |
| 日程第11 | 議第156号 | 農用地利用集積計画（農地中間管理事業）の決定について                |
| 日程第12 | 議第157号 | 農用地利用集積等促進計画（案）について                       |
| 日程第13 | 議第158号 | 農用地利用集積等促進計画〔権利移転〕（案）について                 |

○本日会議に出席した委員（議席順）

黒木義弘、上堀昌也、鴻巣明久、川上富之、清水直喜、野尻真人、白畑功詞、田村信彦、陣出通子、大面正紀、東野満浩、丸山浩一、田中君代、垣内常宏、小井戸寿尚、牛丸和久、平井造成

○本日会議に欠席した委員

森田高見、辻直司

○本日会議に出席した職員等

事務局長：林篤志、事務局次長：水橋靖、畜産課長：松井ゆう子、農地主事：森真哉、書記：尾形博司、中島麻由美、農地相談員：木戸脇良昭、飛騨農林事務所農業普及課：神谷直人

職務代理	ただいまより第20回高山市農業委員会を開催いたします。 本日の出席委員は、19名中17名で農業委員会等に関する法律第21条第3項の規定により総会は成立しますことをご報告いたします。
会長	皆様こんにちは。 先日、21日から23日にかけて、佐賀県で開催された全国農業担い手サミットに参加してきました。この席で、江名子町の株式会社アグリストの中野俊彦さんが、令和6年度全国優良経営体表彰の経営改善部門において農林水産大臣賞の表彰を受けられましたので、ご報告します。 話は変わりますが、家族が地元の農業改良組合の役を受けており、組合に入っていないなくても必要な書類は行政等から届くし、加入する必要がないと考える人が増え、そのうち組合はなくなるかも、という話を家庭でしました。そういう見方もあるのかと、気づかされました。 本日も慎重な審議とスムーズな進行をお願いし、挨拶とさせていただきます。よろしく申し上げます。
職務代理	ありがとうございました。  それでは日程に従い、ただいまから議事に移ります。

会長が議長を務め、進行いただきます。

議長 日程第1 議事録署名者の指名について を議題とします。  
議事録署名者の指名については、議長指名で異議ございませんか。

(異議なし)

議長 異議がありませんので、指名をさせていただきます。  
議席番号 10番 大面正紀 委員と11番 東野満浩 委員を指名します。

議長 日程第2 会期の決定について を議題とします。  
会期は本日1日といたしたいと存じますが、異議ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしと認め、会期は本日1日と決定いたします。

議長 日程第3 報第21号 農地所有適格法人の報告等について  
を議題とします。

事務局の説明をお願いします。

森農地主事 今回は2法人について報告します。  
農地所有適格法人につきましては、4つの要件があり、  
①法人形態要件  
②事業要件  
③議決権要件  
④役員要件  
については、報告資料により総合的に確認しております。

(案件について、法人の所在地区、法人形態、認定農業者等の有無、  
農地の耕種面積、経営状況を説明)

以上2件について報告いたします。

議 長 続きまして、日程第4 議第149号 農地転用許可後の事業計画変更の承認申請に意見を付する件について を議題とします。  
事務局の説明を願います。

中島書記 今回は、2件の上程です。

事業計画変更とは、過去に農地法第4条又は第5条の許可を受けたものの、当初計画を変更するもので、目的及び事業者の変更が該当します。

(案件についてスライドを活用し、位置、場所、現地写真を写し、計画の変更内容を説明)

議 長 ただいまの件についてご意見等ございませんか。

(異議なし)

議 長 異議なしと認め、農地転用許可後の事業計画変更の承認申請に意見を付する件については、許可相当として意見を付することに決定します。

続きまして、日程第5 議第150号 農地法第3条の規定による権利移動の許可について を議題とします。

事務局の説明を願います。

中島書記 今回は、7件の上程です。

本日上程しました案件につきましては、農地法第3条第2項の各号には該当していないことを事前に審査しており、許可要件を満たしております。また、受人の耕作面積並びに農業従事者についても申請書記載内容を確認しておりますので、予め報告いたします。

(案件についてスライドを活用し、位置、場所、現地写真を写し、地目、面積、権利取得理由、使用貸借・売買・交換の別、貸借にあっては存続期間を説明)

議 長 ただいまの件についてご意見等ございませんか。

(異議なし)

議 長 異議なしと認め、農地法第3条の規定による権利移動の許可については、許可することに決定します。

続きまして、日程第6 議第151号 農地法第4条の規定による使用目的変更の許可申請に意見を付する件について を議題とします。

事務局の説明を願います。

中島書記 今回は、2件の上程です。

最初に、農地区分は10ha以上の集団農地を第1種農地、市街地区域内の用途指定区域を第3種農地、また市街地区域内にある第3種農地には該当しないもの及び市街地近郊農地を第2種農地と判断し、上程にあたっては農地転用許可基準に基づき、立地基準・一般基準に照合しつつ事前審査し確認しておりますので、予め報告をいたします。

(案件についてスライドを活用し、位置、場所、現地写真を写し、地目、面積、転用目的を説明。また、既転用案件については追認を求める旨を説明)

議 長 ただいまの件についてご意見等ございませんか。

(異議なし)

議 長 異議なしと認め、農地法第4条の規定による使用目的変更の許可申請に意見を付する件については、許可相当として意見を付することに決定します。

続きまして、日程第7 議第152号 農地法第5条の規定による権利移動の上使用目的変更の許可申請に意見を付する件につい

て を議題とします。  
事務局の説明を願います。

中島書記 今回は、4件の上程です。

当5条においても許可の立地基準・一般基準に照合しつつ、いずれも農振外であることを確認しておりますので報告いたします。

(案件についてスライドを活用し、位置、場所、現地写真を写し、地目、面積、転用目的を説明。また、既転用案件については追認を求める旨を説明)

議長 ただいまの件についてご意見等ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしと認め、農地法第5条の規定による権利移動の上使用目的変更の許可申請に意見を付する件については、許可相当として意見を付することに決定します。

続きまして、日程第8 議第153号 現況農地でないものの証明願に意見を付する件について を議題とします。

事務局の説明を願います。

中島書記 今回は、5件の上程です。

非農地証明は、農地法に規定された農地又は採草放牧地でない土地であることの証明を行うもので、宅地や山林としての証明を求められるケースが多いですが、非農地となってから20年以上経過していることを、家屋登記簿や課税証明等により確認しています。

(案件についてスライドを活用し、位置、場所、現地写真を写し、認定を求める地目、面積、確認した証明書を説明)

議長 ただいまの件についてご意見等ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしと認め、現況農地でないものの証明願に意見を付する件については、許可相当として意見を付することに決定します。

続きまして、日程第9 議第154号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について を議題とします。

事務局の説明を願います。

中島書記 今回は、1件の上程です。

農地を相続した相続人が、今後も農業を継続することを条件に、算出された相続税の納税が猶予される制度です。

納税猶予を受けようとする相続人は、農業委員会へ「適格者証明願い」を提出し、事務局では申請地が耕作されていることや、今後も耕作していくかなどを確認します。

農業委員会の後、申請者に証明書を交付し、申請者は証明書を添付して税務署へ申告をします。

(案件についてスライドを活用し、位置、場所、現地写真を写し、証明を求める地目、面積、耕作内容を説明)

議長 ただいまの件についてご意見等ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしと認め、相続税の納税猶予に関する適格者証明については、適格者であるとして決定します。

続きまして、日程第10 議第155号農用地利用集積計画の決定について を議題とします。

事務局の説明を願います。

尾形書記 本日は41件の上程です。

(案件について、作付け予定作目、使用貸借・賃貸借の別、存続期間及び新規・更新の別を説明)

なお、農地利用集積計画による利用権の設定は、令和7年3月末をもって廃止となり、4月からは原則として農地中間管理機構を経由した貸し借りとなります。また、所有権移転についても廃止となり、今後は3条での所有権移転となります。これらは3月末までに告示をする必要があるため、1月末で申請の受付を終了します。すでに、設定している利用権については、期限まで有効です。

議長 ただいまの件についてご意見等ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしと認め、農用地利用集積計画を決定いたします。

続きまして、日程第11 議第156号 農用地利用集積計画（農地中間管理事業）の決定について を議題とします。

事務局の説明をお願いします。

尾形書記 本日は14件の上程です。

(案件について、地区ごとに作付け予定作目、使用貸借・賃貸借の別、存続期間及び新規・更新の別を説明)

議長 ただいまの件についてご意見等ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしと認め、農用地利用集積計画（農地中間管理事業）を決定いたします。

続きまして、日程第12 議第157号 農用地利用集積等促進計画（案）について を議題とします。

事務局の説明をお願いします。

尾形書記	<p>本日は47件の上程です。</p> <p>(地区ごとに認定農業者・担い手等の別、経営内容、受け手の作付け予定作目、使用貸借・賃貸借の別、貸借にあつては存続期間を説明)</p>
議 長	<p>ただいまの件についてご意見等ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議 長	<p>異議なしと認め、農用地利用集積等促進計画を決定いたします。</p> <p>続きまして、日程第13 議第158号 農用地利用集積等促進計画〔権利移転〕(案)についてを議題とします。 事務局の説明を願います。</p>
尾形書記	<p>本日は2件の上程です。</p> <p>(権利設定した土地、現に農地中間管理機構から権利の設定を受けている者、移転先、移転する権利を説明)</p>
議 長	<p>ただいまの件についてご意見等ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議 長	<p>異議なしと認め、農用地利用集積等促進計画〔権利移転〕を決定いたします。</p> <p>以上で本日予定していました議事を終了いたします。</p>
職務代理	<p>これを持ちまして、第20回高山市農業委員会を閉会いたします。ありがとうございました。</p> <p style="text-align: right;">午後2時12分 終了</p>

---

---

議 事 録 署 名 者

鴻巣 明久 議長

---

大面 正紀 委員

---

東野 満浩 委員

---